

令和2年2月28日

教職員 各位

総括安全衛生管理者 江頭 進

新型コロナウイルス感染症への当面の対応について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症については、国内外における感染者の拡大が懸念される状況であり、今が国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期となっております。

つきましては、本学でも感染拡大を防ぐための当面の対応について別紙のとおり作成しましたので適切な対応をお願いいたします。

(教職員向け)

職場におけるコロナウイルス感染症予防対策について

1.個人の感染予防

- ・手指衛生および咳エチケットについて
 - 主たる感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防に努める。
 - 手指衛生の基本は水道水と石鹼による手洗いです。水道水と石鹼による手洗いができない環境において、アルコール消毒液を利用することが望ましい。
- ・発熱等の症状がみられる場合について
 - 発熱（37.5℃以上）の症状が見られるときは出勤しない（病気休暇を取得できる）。
 - 発熱がなくても体調不良の症状がある場合は出勤しない（病気休暇を取得できる）。

2.職域の感染予防

- ・職場で発熱等の発症があった場合について
 - 職員が帰宅後、執務エリアの消毒を行う。
範囲、対象：発症した職員の執務エリア半径 2m 程度、机、いすなど他の職員が手で直接触れるような範囲。
方法：アルコールスプレーなどを用いる。消毒をする人はマスク、手袋、必要に応じてゴーグル、エプロンなどを用いる。
- ・通常勤務範囲等の予防について
 - 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、カウンター、電話などはアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（漂白剤）を用いて消毒する。次亜塩素酸は適切に希釈して用いること（拭き取りが必要です）。消毒の回数、場所の例については別紙「事務室における環境消毒のめやす」参照
 - 給湯エリアでの手拭き、食器用ふきんの共有を避ける。
- ・換気について
 - コロナウイルスは空気感染をしないとされているが、室内のウイルス量を低下させるため換気を実施する。

3. 会議・イベント等の開催における感染予防

多数の方が集まる会議・イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討すること。

特に、今後2週間程度の多数の方が集まる会議・イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、慎重に検討すること。

なお、やむを得ず開催する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとるとともに、開催方法の工夫の例を参考として、感染拡大防止の対策に務めること。

<感染拡大防止の措置>

- 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- こまめな換気の実施
- 会議・イベント等終了後には会場の消毒を徹底

<開催方式の工夫の例>

- 参加人数を抑えること
- 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- 会議・イベントの内容を精選し、全体の時間を短縮すること
- 会議については、メール等による持ち回り開催（書面審議）を推奨する